

議案第 13 号

瀬戸内市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

瀬戸内市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

瀬戸内市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年瀬戸内市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会(瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年瀬戸内市訓令第6号)に規定する瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会)」を「地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会)」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算法(当該地域包括支援センターの職員の勤務時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。以下同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第3項第1号中「ある看護師」を「ある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているもの

イ 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上であるもの

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「1の」を「一の」に、「瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年瀬戸内市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後
(基本方針) 第3条 略 2 地域包括支援センターは、<u>瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会(瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年瀬戸内市訓令第6号)に規定する瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____ _____ _____ _____ _____ は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員(<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)</u>その他これに準ずる者 1人	(基本方針) 第3条 略 2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)</u>第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会_____をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。以下同じ。) は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 主任介護支援専門員(<u>省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____をいう。)</u>その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると瀬戸内市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師 (准

支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

4 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者(准

看護師を除く。)

(2) 略

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

看護師を除く。)

(2) 略

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているもの

イ 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上であるもの